

公立大学法人広島市立大学利益相反マネジメントポリシー

1 目的

公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）は、「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」を建学の基本理念として、学術の中心として深く専門の学芸を教授研究し、次代を担う感性と創造力の豊かな人材を養成するとともに、優れた教育研究の成果を地域に還元し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを使命としている。この使命を果たすためには、教育を通じて能力ある学生を社会に送り出すことに加えて、学外の企業等との産学官連携活動を推進し社会貢献をすることが重要となる。

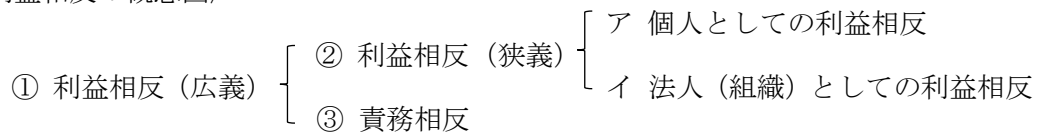
しかしながら、産学官連携活動の過程で取得する経済的な利益や、企業等に対して負うことになる責務が、大学の教職員としての責任と衝突するという状態が発生する可能性があり、このような状態が「利益相反」と言われている。

したがって、法人における「利益相反」について、定義を明らかにしたうえで教職員等及び関係者で共有し、社会的信頼を損なうことなく適正かつ効率的に産学官連携活動に取り組む必要がある。よって、ここに公立大学法人広島市立大学利益相反マネジメントポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

2 定義

本ポリシーでは、広義の利益相反を利益相反マネジメントの対象とする。

〈利益相反の概念図〉



① 利益相反（広義）とは、狭義の利益相反と責務相反を含む概念

② 狭義の利益相反

教職員等又は法人が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育及び研究という法人における責任が衝突している状態

ア) 個人としての利益相反

教職員等個人が得る利益と教職員等個人の法人における責任との相反

イ) 法人（組織）としての利益相反

法人組織が得る利益と法人組織の社会的責任との相反

③ 責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等にも職務遂行責任を負っていて、法人における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が衝突している状態

3 対象者

法人の役員（非常勤を除く。）及び法人と雇用関係にある常勤・非常勤の職員（本ポリシーにおいて「教職員等」という。）を対象とする。

4 基本方針

- (1) 公立大学として、教育・研究の責務を十分に果たしながら、地域・社会貢献活動を積極的に推進する。
- (2) 教職員等が安心して地域・社会貢献活動、とりわけ産学官連携に取り組むことができるよう、利益相反の状態を適切にマネジメントすることにより利益相反の弊害の抑制を図る。
- (3) 利益相反に関する情報等を必要な範囲で適切に公表することによって、大学の公共性と中立性を維持し、透明性を確保して社会への説明責任を果たす。
- (4) 利益相反の問題を考えるに当たっては、学生の教育・研究上の利益の確保に留意する。

5 管理・運用体制等

- (1) 利益相反の管理に係る重要事項を審議するための利益相反マネジメント委員会を設置する。
- (2) 利益相反マネジメントを適切に遂行するために、利益相反アドバイザーを置く。
- (3) その他、利益相反マネジメント規程については、別に定める。